

種苗生産実施規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条第2項第3号に掲げるばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布（以下「種苗生産」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「原原種」とは、農研機構が生産したばれいしょ及びさとうきびの種苗であって、次に掲げる用に供するものをいう。

一 都道府県知事又は採種団体（ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱（昭和62年4月1日付け62農蚕第1969号農林水産省農蚕園芸局長通知。以下「要綱」という。）第3の第2項に規定する採種団体をいう。以下同じ。）が設置するばれいしょ原種ほにおける増殖の用に供するもの（以下「ばれいしょ原原種」という。）。

二 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項に規定する指定地域（さとうきびに関するものに限る。）において県知事又は採種団体が設置するさとうきび原種ほにおける増殖の用に供するもの。

2 この規程において「特別種苗」とは、農研機構が生産した原原種以外の種苗であって、気象災害その他のやむを得ない事情に対応するために配布することが特に必要であると農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が認めるものをいう。

(種苗生産を行う組織)

第3条 農研機構が行う種苗生産は、種苗管理センターにおいて行う。

2 理事（種苗管理担当）（以下「理事」という。）は、種苗生産の実施に関する権限を種苗管理センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

(原原種の生産及び配布)

第4条 種苗管理センターは、要綱に従って、原原種を生産し、都道府県知事又は原原種取扱団体（要綱第9の第1項に規定する原原種取扱団体をいう。以下同じ。）に配布する。

(技術指針等)

第5条 所長は、原原種の品質を一定水準に保つとともに、原原種を安定的かつ効率的に生産するために必要な項目について、作物ごとに原原種の生産及び配布に関する品質マ

ニユアル等を定める。

(原原種の生産計画の策定及び配布予定数量の通知)

第6条 理事は、要綱第4の第3項の規定に基づき政策統括官から提出された原種ほ及び採種ほ設置計画書(以下「計画書」という。)の内容、作物ごとの品種の動向、全国的な原原種の需要見込み、種苗管理センターの農場(分場を含む。以下「農場」という。)ごとの原原種を生産するための種苗の保有数量等を勘案して、当該年度の原原種の品種別・農場別の生産計画を策定する。

2 理事は、毎年4月30日までに計画書に記載された都道府県ごとの原原種の品種別配布予定数量を決定し、当該都道府県知事に通知するとともに、その旨を政策統括官に報告する。

3 理事は、ばれいしょ原原種生産の効率化の観点から、計画書を基に3か年先までを見通した増殖用種苗の生産計画を策定の上、効率的な生産に努めるものとする。

(配布見込数量の通知)

第7条 理事は、要綱第6の第1項の規定に基づき、毎年要綱別記に掲げる時期までに、前条第2項の規定により品種別配布予定数量を通知した都道府県知事に対し、その年に配布することができると見込まれる原原種の品種別配布見込数量を通知するとともに、その旨を政策統括官に報告する。

(配布数量の調整)

第8条 理事は、前条の規定により品種別配布見込数量を通知した都道府県知事から配布申請前に当該通知した配布見込数量と異なる数量の配布を希望する要請があった場合は、原原種の生産状況、変更理由等を勘案して、対応可能の可否を決定し、その結果を当該都道府県知事に連絡する。

(配布数量の決定、変更及び通知)

第9条 理事は、要綱第7の第1項の規定により都道府県知事から原原種配布申請書の提出があった場合は、原原種の生産状況及び当該原原種配布申請書の内容を勘案し、都道府県別の品種ごとの配布数量を決定し、その旨を当該都道府県知事に通知する。ただし、都道府県別の品種ごとの配布数量が申請数量から10%以上減少する場合は、あらかじめ政策統括官に協議しなければならない。

2 理事は、前項の規定による通知後に、要綱第8の第5項ただし書の規定により都道府県知事から配布数量の変更の協議があった場合は、変更の理由及び原原種の生産状況を勘案し、その結果を通知する。

3 理事は、第1項の通知をした後に気象災害その他のやむを得ない事情により原原種の生産数量が減少し、配布数量に変更が生じた場合又は前項の通知に基づき都道府県知事から配布数量の変更の申請があった場合において当該申請に対応することが適当であると認めたときは、第1項の規定により決定した都道府県ごとの配布数量を変更することができる。ただし、変更する都道府県別の配布数量が、同項で決定した配布数量から10

%以上増減する場合は、あらかじめ政策統括官に協議しなければならない。

- 4 理事は、前項の規定により都道府県ごとの配布数量を変更した場合は、速やかにその旨を当該都道府県知事に通知する。
- 5 理事は、要綱第7の第2項の規定により都道府県知事から特別種苗配布申請書の提出があった場合は、政策統括官と協議の上、配布数量を決定し、その旨を都道府県知事に通知する。
- 6 理事は、第1項、第4項及び前項の通知を行ったときは、その旨を政策統括官に報告する。

(品種の公表)

第10条 理事は、過去2か年の配布申請数量（各年度の配布予定数量が当該年度の配布希望数量を下回った場合は、配布希望数量）が50袋（20kg／袋）を下回った品種を農研機構のウェブサイトで公表する。

(配布価格)

第11条 原原種の配布価格は、農業生産に与える影響度合いを勘案した適正な額とし、毎年度、政策統括官と協議して決定する。

(原原種の引渡し)

第12条 原原種の引渡しは、原則として当該原原種を生産した農場渡しとする。

(配布契約)

- 第13条 理事は、原原種を配布しようとするときは、都道府県知事又は原原種取扱団体と配布契約を締結するものとする。
- 2 理事は、前項の契約を締結するに当たり、原原種が第2条第1項に定める用途以外に使用されることがないように措置を講じるものとする。
- 3 第1項に定める配布契約を締結した都道府県知事又は原原種取扱団体は、原原種の配布代金について、本部管理本部藤本・大わし管理部長が発行する請求書により、納付期限までに納付しなければならない。

(原原種の備蓄及び売払い)

- 第14条 所長は、原原種の配布後の運搬及び配布先での貯蔵中における腐敗、需要の変動等による原原種の不足に対応するため、原原種を備蓄することができる。
- 2 所長は、原原種の不足が生じた場合には、前項により備蓄している原原種から必要量を配布することができる。
- 3 所長は、原原種に余剰が生じた場合又は原原種として配布するのに適当でないものが生じた場合には、原原種以外の用途として売り払うことができる。

(配布実績報告)

第15条 理事は、原原種の配布を完了したときは、その実績を政策統括官に報告する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、種苗生産の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30.3.29 29-33規程第150-1号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31.4.1 31-6規程第150-2号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の種苗生産実施規程第6条の規定は、平成32年度に生産するものから適用する。

附 則 (令和元.11.26 31-17規程第150-3号)

この規程は、令和元年11月26日から施行する。